

<令和7年度版>

# 高島市内事業者の人材確保を応援します！ 高島市インターンシップ等

## 受入促進事業補助金

大学生等のインターンシップ等の受入を行う市内事業者に対し、受入にかかる経費を補助します。

対象者	以下の要件をすべて満たす者 ・市内事業所においてインターンシップ等を実施する者 ・市税その他の徴収金に滞納がない者
対象事業者	以下の要件をすべて満たす者 ・実施期間が5日以上インターンシップ等であり、その過半数が市内の事業所等で行われる就業体験であること。 ・労働関係法令が順守されたものであること ・補助金の交付申請を行った年度中に事業が完了すること (※令和8年3月31日までに完了する事業が対象となります)
対象経費	インターンシップ等において、補助対象者が負担する以下の費用 ・旅費 ・宿泊費(※食費は対象外となります) ・インターンシップ等保険料
申請期限	令和8年2月28日(土) (※予算がなくなり次第、受付を終了させていただきます)
補助率	2/3以内 (※インターンシップ等を実施した大学生等1人あたり15,000円を上限とし、1事業所あたり75,000円を上限とする。)

### 申請方法

以下の書類を高島市役所商工振興課へ提出してください。

#### 【交付申請】(インターンシップ等実施前)

- ・補助金等交付申請書
- ・事業実施計画書
- ・補助対象経費内訳書
- ・その他参考となる書類

#### 【実績報告】(インターンシップ等実施後)

- ・補助金等実績報告書
- ・事業実績報告書
- ・補助対象経費の積算根拠
- ・インターンシップ等を実施したことを証する書類

※各様式は、高島市ホームページよりダウンロードしてください。

<問い合わせ先>

高島市役所 商工観光部 商工振興課

TEL: 0740-25-8514 FAX: 0740-25-8156